

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 販売品目合計

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	
北海道																													
青森県																													
岩手県																													
宮城県																													
秋田県																													
山形県																													
福島県																													
茨城県																													
栃木県																													
群馬県																													
埼玉県																													
千葉県																													
東京都																													
神奈川県																													
新潟県																													
富山県																2080													
石川県																	2801												
福井県																		1489											
山梨県																													
長野県																													
岐阜県																						3203							
静岡県																							5367						
愛知県																								9520					
三重県																									2955				
滋賀県																										1884			
京都府																											3940		
大阪府																												11489	
兵庫県																													5982
奈良県																													
和歌山県																													
鳥取県																													
島根県																													
岡山県																													
広島県																													
山口県																													
徳島県																													
香川県																													
愛媛県																													
高知県																													
福岡県																													
佐賀県																													
長崎県																													
熊本県																													
大分県																													
宮崎県																													
鹿児島県																													
沖縄県																													
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2080	2801	1489	0	0	3203	5367	9520	2955	1884	3940	11489	5982	

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 3.4kHz

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																1375											
石川県																	1248										
福井県																		905									
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																						1674					
静岡県																							3029				
愛知県																								6422			
三重県																								2202			
滋賀県																									1283		
京都府																											2523
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1375	1248	905	0	0	1674	3029	6422	2202	1283	2523	

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 3.4kHz(S)

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																7											
石川県																	14										
福井県																		10									
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																						15					
静岡県																							32				
愛知県																								67			
三重県																									37		
滋賀県																										9	
京都府																											18
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	14	10	0	0	15	32	67	37	9	18	

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス
 伝送方式の種類
 品目 一般専用・帯域・音声伝送計

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																462											
石川県																	421										
福井県																		388									
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																						779					
静岡県																							1199				
愛知県																								2332			
三重県																									484		
滋賀県																										361	
京都府																											1042
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	462	421	388	0	0	779	1199	2332	484	361	1042	

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス
 伝送方式の種類
 品目 一般専用・帯域・音楽放送計

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 AM伝送

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 FM放送

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 50bit/s

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																236											
石川県																	1118										
福井県																		186									
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																						735					
静岡県																							1107				
愛知県																								699			
三重県																									232		
滋賀県																										231	
京都府																											357
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	236	1118	186	0	0	735	1107	699	232	231	357	

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 2400bit/s

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 4800bit/s

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 9600bit/s

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

